

諮問番号：令和6年度 諮問第1号

答申番号：令和6年度 答申第2号

答 申 書

第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

処分庁が行った、障害等級（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「政令」という。）第6条第3項に規定する障害等級をいう。以下「等級」という。）3級の精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳をいう。以下「手帳」という。）の交付決定（以下「本件処分」という。）について、「病気にかんしてはへんどうが多く発作などがおきる」として、本件処分の取消しを求めている。

2 処分庁（札幌市長）の主張の要旨

本件処分は、事務手続上の瑕疵はなく、また、請求人の等級は3級と判断されることから、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

ア 請求人は、有効期限が令和5年6月30日までとされた手帳の交付を受けていた。当該手帳には、等級が2級である旨が記載されていた。

イ 令和5年6月21日、請求人は、処分庁に対し、手帳の更新申請（法第45条第4項の認定に係る申請をいう。以下同じ。）を行った。その際、申請書には、同月12日付けの医師の診断書（以下「本件診断書」という。）が添付さ

れていた。

ウ 令和5年7月14日、処分庁は、本件診断書の記載内容に基づき、等級を3級と判定した上で、請求人に対し、本件処分を行った。

エ 令和5年8月3日、請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求を行った。

(2) 判断

ア 「精神疾患の存在」について

本件診断書の「① 病名」において、主たる精神障害として「うつ病」が記載されており、「② 現病歴」において、「睡眠リズムもバラバラで、パニック発作もあり、気分が悪くなるとの訴えがある」、「今後も通院加療を要する」等の記載があるほか、「③ 現在の病状、状態像等」において、「思考・運動抑制」及び「憂うつ気分」が記載されていることから、「精神疾患の存在」を確認することができる。

イ 「精神疾患（機能障害）の状態」について

本件診断書について見ると、「④ ③の病状・状態像の具体的な程度、症状、検査所見等」において、「作業所には通所できているものの、睡眠リズムが崩れやすく精神的に不安定になりやすい」との記載があるため、請求人の精神疾患（機能障害）が一定の状態にあることが認められるものの、いずれの等級に該当するか、当該記載から特定することはできない。

ウ 「能力障害（活動制限）の状態」について

本件診断書について見ると、まず、「⑦ 生活能力の状態」の「(1) 日常生活能力の判定」において、日常生活に関連する項目である「1 適切な食事摂取」、「2 身の清潔保持」、「3 金銭管理と買物」及び「6 身の安全保持・危機対応」のうち、「1 適切な食事摂取」、「2 身の清潔保持」及び「3 金銭管理と買物」については「自発的にできるが援助が必要」（3級相当）とされ、「6 身の安全保持・危機対応」については「援助があればできる」（2級相当）とされていることが認められる。一方で、社会生活に関連する項目である「4 通院と服薬」、「5 他人との意思伝達・対人関係」、「7 社会的な手続や公共施設の利用」及び「8 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加」については、いずれも「援助があればできる」（2級相当）とされ

ていることが認められる。

この点、処分庁は、日常生活に関連する項目のみに着目して、「日常生活に関連する4項目のうち3項目が3級相当であることから、請求人については、日常生活に一定の制限を受けていると見受けられるものの、著しい制限を受けているとは認められない」と断じ、既にこの時点において、請求人の能力障害（活動制限）の状態を3級相当であると判断したかのような主張をしている。しかし、処分庁も認めるように、「どの項目にどの程度のレベルがいくつ示されていれば何級であるという基準は示しがたい」のであるから、最終的には総合的に判断するのだとしても、この時点で能力障害（活動制限）の状態を判断するのは不適當である。また、処分庁は、「障害等級の判断にあたっては、日常生活の制限の度合いを斟酌する必要があることが読み取れる」とした上で、社会生活に関連する項目について具体的な検討を行わずに、請求人の能力障害（活動制限）の状態を3級相当であると判断しているが、当該記載のみを論拠にこのような判断が可能であるのかは疑問である。

次に、「⑦ 生活能力の状態」の「(2)日常生活能力の程度」において、「3 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」との医師の判断が示されており、請求人の能力障害（活動制限）の状態はおおむね2級程度であると認められる。また、「(3)上記の具体的程度、状態等」においては、「うつ状態を繰り返しており、情動不安定になることが多いため、周囲からの援助を要する」として、「(1)日常生活能力の判定」及び「(2)日常生活能力の程度」の具体的内容が記載されていることが認められる。

なお、処分庁は、請求人の能力障害（活動制限）の状態を3級相当であると判断した理由として、「④ ③の病状・状態像の具体的な程度、症状、検査所見等」には「作業所には通所できている」、「⑦ 生活能力の状態」の「(3)上記の具体的程度、状態等」には「定期通院は出来ている」とそれぞれ記載されていることを挙げるが、2級の基本的な捉え方として、「医療機関等に行く等の習慣化された外出はできる」ことが示されていることからすれば、これらの記載は、請求人の能力障害（活動制限）の状態をおおむね2級程度であると認めることを妨げるものではないというべきである。また、処分庁は、「⑤」において、請求人が子と共に自宅で生活しており、精神保健福祉サービスや教育

的サービスを特に受けていないと記載されていることも、請求人の能力障害（活動制限）の状態を３級相当であると判断した理由として挙げるが、「日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」状態にある者が、これらのサービスを受けずに家族と共に自宅で生活することは十分にあり得ることからすれば、これらの記載もまた、請求人の能力障害（活動制限）の状態をおおむね２級程度であると認めることを妨げるものではないというべきである。

エ 小括

本件請求における処分庁の主張は、いずれも請求人の等級を３級とすることを根拠付けるものではなく、本件診断書における記載内容を総合的に勘案すると、請求人の等級を３級と判定することはできないことから、処分庁の判定は不合理であるといわざるを得ない。

したがって、上記の判定に基づいて行われた本件処分は違法であるというべきである。

２ 審理員審理の経過（日付は、令和５年又は令和６年）

１０月１０日	審査庁（札幌市長）が、請求人がした審査請求に係る審理員２名を指名し、その旨を審理関係人に通知
１１月９日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
１月１２日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
１月１９日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第４ 裁決書案の要旨

１ 「精神疾患の存在」について

前記第３の１(２)アと同旨である。

２ 「精神疾患（機能障害）の状態」について

前記第３の１(２)イと同旨である。

３ 「能力障害（活動制限）の状態」について

本件診断書の一部の項目のみをもって請求人の能力障害（活動制限）の状態を判断することはできず、精神障害の程度を総合的に判定する必要があるところ、本件

診断書の「④ ③の病状・状態像の具体的な程度、症状、検査所見等」、「⑤」及び「⑦ 生活能力の状態」の記載を踏まえると、請求人は、日常生活及び社会生活に一定の制限を受けていると見受けられるものの、日常生活に著しい制限を受けていることは認められないことから、請求人の能力障害（活動制限）の状態は、3級に相当する状態であると判断される。

4 総合的な判定について

前記1から3までの内容を踏まえて、総合的に判定したところ、精神疾患の存在が確認でき、精神疾患による一定の機能障害や能力障害が存在することは認められるが、その状態が「日常生活に著しい制限を受ける」程度とは認められないことから、請求人の等級を3級と判断したものであり、本件処分に明白な誤りがあったとはいえず、その判断に裁量の逸脱や濫用は見当たらない。

5 審理員意見書と裁決書案で主文が異なることとなった理由について

処分庁は、個別の項目のみに着目して請求人の等級を3級相当と判断しているのではなく、本件診断書に記載されている内容等を総合的に判断した結果として3級相当としている。

また、処分庁は、有識者である専門医6名の合議による判定会（以下「判定会」という。）を開催しているところ、本件については6名全員の意見が一致した結果として、3級相当と判断している。

これらのことから、審理員意見書とは本件処分の評価を異にし、本件診断書の記載全体を総合的に考慮すると、処分庁が請求人について行った、等級を3級とする判定に基づいて行われた本件処分は取り消されるべきであるという審理員意見書の意見は採用できない。

第5 本審査会調査審議の経過（日付は、令和6年）

5月20日	審査庁が、本審査会に諮問
6月12日	第1回調査審議（令和6年度第1回札幌市行政不服審査会）

第6 本審査会の判断の理由

1 本件処分に関する法令等の規定について

(1) 手帳の更新手続について

手帳の交付を受けた者は、2年ごとに、政令で定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならない（法第45条第4項）、当該認定に係る申請（手帳の更新申請）は、医師の診断書等を添えて行うものとされている（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第28条第1項において準用する同令第23条第2項）。

また、都道府県知事は、手帳の更新申請を行った者が政令で定める精神障害の状態にあると認めたときは、その者の手帳に必要な事項を記載した後に当該手帳をその者に返還し、又は先に交付した手帳と引換えに新たな手帳をその者に交付しなければならないこととされている（政令第8条第2項）。

なお、法の規定中都道府県が処理することとされている事務は、一部を除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市が処理することとされている（法第51条の12第1項、政令第13条、地方自治法第252条の19第1項第10号及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の36第1項）。

(2) 等級の判定について

前記(1)の「政令で定める精神障害の状態」とは、等級（障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級）に該当する程度のものとされており、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものであれば1級に、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものであれば2級に、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のものであれば3級にそれぞれ該当するものとされている（政令第6条第1項及び第3項）。

2 本件処分に関係する国の通知について

(1) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知）

ア 等級の判定は、別紙「精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」（以下「判定基準」という。）において、「精神疾患の存在」、「精神疾患（機能障害）の状態」及び「能力障害（活動制限）の状態」の確認を行った上で、精神障害の程度を総合的に判定して行うものとされている。

イ また、「精神疾患（機能障害）の状態」については、判定基準の表中「精神

疾患（機能障害）の状態」の欄に「2 気分（感情）障害によるもの」に係る等級の基準が示されており、当該基準によると、「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」は1級に、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」は2級に、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」は3級にそれぞれ該当するものとされている。

ウ さらに、「能力障害（活動制限）の状態」については、判定基準の表中「能力障害（活動制限）の状態」の欄に等級の基準が示されており、当該基準によると、①適切な食事摂取、②身の清潔保持、③金銭管理と買物、④通院と服薬、⑤他人との意思伝達・対人関係、⑥身の安全保持・危機対応、⑦社会的行事や公共施設の利用及び⑧趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加の8項目について、できない場合は1級に、援助なしにはできない場合は2級に、自発的に又はおおむねできるが、なお援助を必要とする場合は3級にそれぞれ該当するものとされている。

(2) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」という。）

ア 留意事項の3(5)においては、前記(1)ウ①から③まで及び⑥を日常生活に関連する項目に、その他を社会生活に関連する項目に分類した上で、「どの項目にどの程度のレベルがいくつ示されていれば何級であるという基準は示したいが、疾患の特性等を考慮して、総合的に判断する必要がある」とされている。

イ また、留意事項の3(6)においては、日常生活能力の程度に応じた等級が示されており、等級がおおむね2級程度である「日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」とは「食事、保清、金銭管理、危機対応に中等度ないしは重度の問題があつて「必要な時には援助を受けなければならない」程度のものを言う」とされ、等級がおおむね3級程度である「日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける」とは「活動や参加において軽度ないしは

中等度の問題があり、あえて援助を受けなくとも、自発的に又はおおむね適切に行うことができるが、援助があればより適切に行いうる程度のものを言う」とされている。

3 本件処分について

(1) 精神疾患の存在について

本件診断書の「① 病名」において、主たる精神障害として「うつ病」が記載されていること、「② 現病歴」において、「睡眠リズムもバラバラで、パニック発作もあり、気分が悪くなるとの訴えがある」、「今後も通院加療を要する」等の記載があること及び「③ 現在の病状、状態像等」において、「思考・運動抑制」及び「憂うつ気分」との記載があることから、精神疾患の存在を確認することができる。

(2) 精神疾患（機能障害）の状態について

ア 本件診断書の記載

(ア) 「③ 現在の病状、状態像等」の欄

「思考・運動抑制」及び「憂うつ気分」との記載がある。

(イ) 「④ ③の病状・状態像の具体的な程度、症状、検査所見等」の欄

「作業所には通所できているものの、睡眠リズムが崩れやすく精神的に不安定になりやすい」との記載がある。

(ウ) 「⑦ 生活能力の状態」の「(3) 上記の具体的な程度、状態等」の欄

「定期通院は出来ているが、うつ状態を繰り返しており、情動不安定になることが多いため、周囲からの援助を要する」との記載がある。

イ 請求人の状態

請求人の主たる精神障害である「うつ病」は「気分（感情）障害」に分類されるところ（判定基準の別添1(1)②）、前記ア(ア)から(ウ)までの記載を前記2(1)イの基準に照らすと、請求人の精神疾患（機能障害）の状態については、少なくとも3級以上に該当するものであることが認められる。

そして、第1回調査審議における審査庁の説明によれば、判定会の専門医が「精神運動抑制が重度であれば2級に該当する可能性もあり得るが、本件診断書から重度の症状が読み取れる記載がなく、易怒的、攻撃的等の他の症状に係る記載もない」旨の発言をしていること、その他請求人の精神疾患（機能障害）

の状態が２級以上であることを裏付ける客観的事実は認められないことを踏まえると、請求人の精神疾患（機能障害）の状態は、おおむね３級程度である。

(3) 能力障害（活動制限）の状態について

ア 本件診断書の「⑦ 生活能力の状態」の記載

(ア) 「(1) 日常生活能力の判定」の欄

前記２(1)ウ①から③までについてはいずれも「自発的にできるが援助が必要」（３級該当）とされ、同④から⑧までについてはいずれも「援助があればできる」（２級該当）とされている。

(イ) 「(2) 日常生活能力の程度」の欄

「３ 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」（おおむね２級程度）とされている。

イ 請求人の状態

前記２(2)アのとおり、「どの項目にどの程度のレベルがいくつ示されていれば何級であるという基準は示しがたいが、疾患の特性等を考慮して、総合的に判断する必要がある」とされているところ、上記アのとおり、本件診断書においては、２級該当及び３級該当を示す記載があるため、いずれに該当するかを検討する。

(ア) ２級の該当性

まず、前記ア(ア)のとおり、①適切な食事摂取、②身の清潔保持及び③金銭管理と買物が「自発的にできるが援助が必要」とされている。

また、第１回調査審議における審査庁の説明によれば、判定会においては、前回２級の手帳（前記第３の１(1)ア）の交付決定をした際の診断書と本件診断書の記載を比較した上で、服薬が安定してできるようになっていること、定期的な通院と作業所への通所ができるようになっていること、食事の摂取が自発的にできるようになっていること等を理由として、３級相当という評価で６名の専門医による見解が一致し、２級相当とする評価は一切出なかった。

以上を踏まえると、前記ア(イ)の記載があるものの、請求人の能力障害（活動制限）の状態については、等級がおおむね２級程度である「食事、保清、金銭管理、危機対応に中等度ないしは重度の問題があつて「必要な時には援

助を受けなければならない」程度のもの」(前記2(2)イ)に該当することを裏付ける具体的事実は認められない。

(イ) 3級の該当性

前記ア(ア)のとおり、④通院と服薬、⑤他人との意思伝達・対人関係、⑦社会的手続や公共施設の利用及び⑧趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加が「援助があればできる」とされていることを踏まえると、請求人の能力障害(活動制限)の状態については、等級がおおむね3級程度である「活動や参加において軽度ないしは中等度の問題があり、あえて援助を受けなくとも、自発的に又はおおむね適切に行うことができるが、援助があればより適切に行いうる程度のもの」(前記2(2)イ)に係る基準を優に満たすものであることが認められる。

したがって、前記(ア)及び(イ)を併せて考慮すると、請求人の能力障害(活動制限)の状態については、おおむね3級程度である。

(4) 総合的な判定について

前記(1)から(3)までを総合的に勘案すると、請求人の等級を3級とした本件処分に不合理な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件処分は法令に基づき適正に行われたものである。その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められない。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

令和6年(2024年)6月27日

札幌市行政不服審査会

委員(会長)	片桐由喜
委員	中島正博
委員	津田智成